静 情 審 第 5 号 平成22年6月21日

静岡県知事 様

静岡県情報公開審査会 会 長 興 津 哲 雄

静岡県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について(答申)

平成22年1月22日付け県こ第80号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

県民のこえ室に寄せられた静岡空港に関する意見等の部分開示決定に対する 異議申立て(諮問第164号)

1 審査会の結論

静岡県知事の決定は、妥当である。

2 異議申立てに至る経過

- (1) 平成 21 年 11 月 6 日、異議申立人は、静岡県情報公開条例(平成 12 年静岡県条例第 58 号。以下「条例」という。)第 6 条の規定により、静岡県知事(以下「実施機関」という。) に対し、「平成 20 年 9 月 1 日から平成 21 年 11 月 5 日までに「県民のこえ」として寄せられた意見・提言・要望等のうち、静岡空港に関係するもののすべて及びそれら意見・提言・要望等に対する県の対応の結果を記した書面一切」の開示を請求し、同日、実施機関は、当該開示請求書を受け付けた。
- (2) 実施機関は、この開示請求書に対応する公文書として、「平成20年9月1日から 平成21年11月5日までに県民のこえ室に寄せられた意見・提言・要望等(以下「意 見等」という。)のうち、静岡空港に関係するものすべて及びそれらに対する県の 対応の結果を記した書面並びに県各部局に寄せられた意見等のうち、上記期間に県 民のこえ室に報告のあった静岡空港に関係するものすべて及びそれらに対する県 の対応の結果を記した書面」(以下「本件公文書」という。)を特定した。
- (3) 平成21年11月18日、実施機関は、異議申立人に対し開示決定等の期間延長を通知した。
- (4) 平成 21 年 12 月 18 日、実施機関は、本件公文書に記載された情報の一部について、条例第7条第2号及び第6号に該当するとの理由で、部分開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、異議申立人に通知した。
- (5) 平成22年1月4日、異議申立人は、本件処分の一部を不服として、行政不服審 査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により実施機関に対し異議申立てを 行い、平成22年1月5日、実施機関は、これを受け付けた。
- (6) 平成22年2月18日、実施機関は、本件処分について、異議申立てに係る非開示理由を一部変更し、追加するとした部分開示決定(以下「本件変更処分」という。)を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立人の主張要旨

異議申立ての趣旨は、本件処分及び本件変更処分の一部を取り消し、実施機関が非開示とした部分のうち、「知事個人の人格を非難する言葉」(以下「本件情報」という。)の開示を求めるというものである。異議申立人が異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由を要約すると、おおむね次のとおりである。

(1) 本件情報は、個人が識別されるものの、知事のどのような権利利益を害するのか不明である。もとより、本件情報に係る批判によって当該公務員の社会的評価が低下

することがあっても、その批判の前提となった公務員の行動が主要な点において真実であり、かつ、公益を図る目的が認められる限り、公序良俗に反するような極端な表現でない限り、一定程度の表現による批判は受忍すべきものである。したがって、条例第7条第2号による非開示決定は違法である。

- (2) 本件情報に関する批判が公益を図る目的で公務遂行上の事柄に関してなされた批判である場合にあっては、条例第7条第2号ただし書ウの職務遂行の内容に係る情報としても公開されるべきである。知事は公人であって個人識別性は問題ではなく、「その職務の遂行に係る情報」であるかが問題となるのみであり、非開示の理由足りえない。また、意見申出人の個人情報としての非開示とすれば、そもそも個人識別性がないものと考えられ、自己にかかわらない他者への非難の言葉が何ゆえ意見申出人の権利利益をも害するのか実施機関の意見書では理解し難い。
- (3) 実施機関は、本件情報が知事及び意見申出人の個人の人格と密接にかかわる情報であって、条例第7条第2号本文後段の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」として非開示としたと解されるところ、その規定の適用は相当に慎重でなければならないものであり、拡大解釈は慎むべきである。同規定の適用に当たっては、「公にすることの利益」について実施機関がしんしゃくし相対的に判断する必要はなく、あくまで客観的かつ厳格に要保護性を判断すべきであり、同規定の判断基準について、審査会において明確な判断を示されるよう求める。
- (4) 条例第7条第6号の「「適正」とは公にすることによる支障だけでなく、公にすることによる利益も考慮して判断しようとする趣旨である。したがって、「支障」の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値するがい然性が要求される。」との条例解釈運用の基準の考え方を踏まえれば、本件情報の表現・言葉一つの開示で「県民等に意見等を率直に提出することをためらわせる」という法的保護に値するがい然性は実施機関の主張からは認め難いものである。
- (5) 実施機関は審査会への諮問後に非開示理由の変更を行い、非開示理由をより詳細にしたことは、当初の非開示決定において十分な検討を行っていなかったことが推察される。異議申立てによらなければ正しい理由が明らかにならないという実施機関の事務執行は開示請求者の負担を増すものであって、今後の改善を促す答申を求める。
- (6) 異議申立てに係る審査会への諮問については条例第19条において「速やかに」行 うべきと規定されているところ、1月4日付けの異議申立てに対して、諮問は1月22 日付けである。また、意見書の提出は2月25日である。これらの事実から実施機関の 事務執行の怠慢は明らかであり、改善を促す答申を求める。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が意見書で述べている主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第7条第2号を適用した具体的理由

意見申出人からの意見等は、意見申出人の主観に基づくものであり、本件情報は、知事に関連付けられた個人識別情報であることはもちろん、その意見等の表現が批判の範囲を超えた知事個人の人格をひぼうするものであることから、公にすることで個人の権利利益を不当に害するおそれがあると判断して非開示としたものである。なお、本件情報は、意見申出人の主観に基づき記載された、政策等への批判というよりも個人の人格をひぼうするものであることから、職務遂行の内容に係る部分とは言えず、条例第7条第2号ただし書ウに該当しない。また、本件情報は、意見申出人の心情をあからさまに吐露した表現であり、個人の人格と密接に関わるものであることから、そのまま公にすることは、意見申出人の権利利益を害するおそれもある。さらに、本件情報を公にすることの利益と個人の権利利益の侵害の程度をも比較衡量して判断したものである。

(2) 条例第7条第6号を適用した具体的理由

県民のこえ事務において、意見等の要旨は公表することとしているものの、このような個人の人格をひぼうする言葉を、そのまま要旨として公表することはなく、意見申出人の主観に基づく個人の人格をひぼうする言葉を、そのまま公にすることは、県民のこえ事務への県民等の信頼を損なうものである。さらに、意見申出人が自らの心情を吐露した表現をそのまま公にすることは、県民等に意見等を率直に提出することをためらわせることとなり、県民のこえ事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。したがって、条例第7条第6号に該当するものである。

5 審査会の判断

当審査会は、本件公文書について審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件公文書の内容等について

本件公文書は、県民のこえ事務により、県民等から県の各部局や県民のこえ室に寄せられた静岡空港に関する意見等である。県民のこえ事務とは、広聴事案処理要領(平成7年4月1日施行)に基づき、「県民参加による開かれた県政」を推進するため、県民等から直接、意見、要望、苦情などを電話、手紙、電子メール、県のホームページなどにより、県民のこえ室が受け付けた上で、回答等の適切な処理を行う事務である。なお、当該ホームページには「お寄せいただいたご意見等は個人が特定できないように編集した上で、意見及び回答の要旨をホームページ上で公開する場合があります。」と明示している。また、県各部局は、県民のこえ担当設置要綱(平成10年4月1日施行)に基づき、「県民のこえ担当」を設置し、県民等から意見等を受け付けた場合、その対応結果等の記録を作成し、行政改善等に活用するとともに、当該記録を翌月までに県民のこえ室へ報告している。

なお、本件情報は、意見申出人が記載した意見等の標題の一部に記載されている ものと、意見申出人からの電話による意見等の内容として実施機関の職員が記載し たものとがある。

(2) 条例第7条の非開示情報該当性について

実施機関は、本件情報が条例第7条第2号及び第6号の非開示情報に該当すると主張している。なお、第6号は、実施機関が本件変更処分により追加した非開示理由であるが、実施機関は、異議申立てを受けて本件処分について再考し、熟慮した結果、当該理由を追加したものであると認められ、異議申立人にとっても、不服・反論の機会が与えられていることから、本件の非開示理由を追加した経緯が結果として妥当でなかったとまでは認められない。

したがって、当審査会は、まず、本件情報の第6号該当性について検討すること とする。

ア 第6号の趣旨

第6号は、「県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関、地方独立行政法人又は地方三公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

なお、同号の「当該事務又は事業」には、同種の事務又は事業が反復される場合の将来の事務又は事業も含まれると解される。また、同号の「支障を及ぼすおそれ」の「支障」の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値するがい然性が要求されると解される。

イ 第6号該当性の有無

実施機関は、「本件情報を公にすると、県民のこえ事務への県民等の信頼を損ない、また、県民等に意見等を率直に提出することをためらわせることとなり、県民のこえ事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。」と主張するので、以下検討する。

県民のこえ事務は、意見申出人が提出した意見等を編集した上で意見等の要旨を公開する場合があると明示している事務であり、公開される情報は、意見等の情報のうち、個人が特定されるおそれがある情報などを除いた上で、要旨の情報を公開していると認められる。

本件情報について、当審査会で見分したところ、本件情報は、意見申出人の内心の率直な感情をありのままに表現したものであり、個人の機微に関する情報であると認められる。そして、一般に、個人の機微に関する情報を編集することなくそのまま公開されることを意見申出人が承知した上で、実施機関に意見等を提出しているとまでは認め難いものであることから、本件情報を公にした場合、意見申出人の心情を害し、ひいては当該個人の権利利益を害するおそれにつながる側面も否定できない。

また、県民のこえ事務は、個人の機微に関する情報を、編集することなくその

まま公開することを明示している事務であるとは認められないことから、個人の 機微に関する本件情報を、そのまま公にすることは、県民のこえ事務に対する県 民等の信頼を損なうものであると認められる。

さらに、本件情報は、意見申出人の内心の率直な感情をありのままに表現したものであることから、本件情報を公にした場合、今後の県民のこえ事務に関して、県民等が実施機関に対して、自らの内心の率直な感情を表すことをちゅうちょし、ひいては率直な意見等を出すこと自体を思いとどまらせることになるおそれが生じると認められる。したがって、本件情報は、公にすることにより、より多くの県民等の率直な意見等を頂くという県民のこえ事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

以上のことから、本件情報は、第6号に該当する。

実施機関は、本件情報が、条例第7条第2号にも該当すると主張するが、上記の とおり、本件情報が同条第6号に該当すると判断したことから、本件情報の第2号 該当性について判断するまでもなく非開示とすべきである。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別記 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容	審査会
平成 22 年 1 月 25 日	諮問を受け付けた。	
平成 22 年 2 月 25 日	実施機関から意見書を受け付けた。	
平成 22 年 3 月 2 日	異議申立人から意見書を受け付けた。	
平成 22 年 3 月 23 日	審議	第 230 回
平成 22 年4月 26 日	審議	第 231 回
平成 22 年 5 月 24 日	審議	第 232 回
平成 22 年6月 21 日	審議(答申)	第 233 回

審議をした静岡県情報公開審査会委員の氏名等(氏名は、五十音順)

氏 名	職業等	調査審議した審査会
興津哲雄	弁護士	第 230 回~第 233 回
鈴木 紀子	弁護士	第 230 回~第 233 回
根木 真理子	静岡大学教育学部 教授	第 231 回、第 233 回
望月律子	静岡赤十字病院 副院長兼看護部長	第 231 回~第 233 回
森 俊 太	静岡文化芸術大学文化政策学部 教授	第 230 回~第 233 回
山本 雅昭	静岡大学法科大学院 教授	第 230 回~第 233 回